

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について（女川2号炉）
2. 日時：令和3年6月1日 16時30分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、名倉安全管理調査官、江寄企画調査官、止野上席安全審査官、植木主任安全審査官、藤原主任安全審査官、皆川主任安全審査官、伊藤安全審査官、西澤原子力規制専門員

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長

原子力本部 原子力部 部長、他16名※

## 5. 要 旨

- (1) 東北電力株式会社から、本日の第979回審査会合において指摘がなされた別紙に示す事項の確認及び今後の作業方針等について説明があった。

上記の説明を受け、原子力規制庁は、東北電力株式会社に対して、本日の審査会合の指摘を踏まえた説明資料の作成を指示するとともに、指摘事項に対する回答については、今後も引き続き審査会合等において確認していく旨伝えた。

- (2) 東北電力から、本日の審査会合における指摘事項等について、了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」（令和3年4月28日 第6回原子力規制委員会配付資料3）を踏まえ、一部対面で実施した。

## 6. その他

関連資料：

- ・ 別紙（原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第979回）女川原子力発電所2号炉に関する指摘内容）

以上

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第979回）  
女川原子力発電所2号炉に関する指摘内容

＜地下水位の設定、耐震評価における断面選定について＞

- 3.11 地震後に発電所敷地の護岸で計測された水平変位を踏まえ、有効応力解析の妥当性及び液状化強度特性の保守性について検証し、説明すること。
- 解析手法選定フロー④における液状化等の影響を受けないことを定量的に確認できた施設について、影響を受けなかった要因を分析した上で、評価結果を説明すること。
- 解析手法選定フロー⑤で示す施設について、地盤改良及び後施工せん断補強筋等の効果を踏まえた耐震評価の結果並びに浮上りの評価及び地下水位が低い場合の影響評価の結果を説明すること。

＜建屋の地震影響を踏まえた機器・配管系の耐震評価について＞

- 既設設備のうち、新規規制基準によって新たに耐震Sクラスに格上げされた設備、新たに重大事故等対処設備と位置付けられた設備及び波及的影響対象設備として基準地震動 $S_s$ による評価が必要となる設備について、3.11 地震及び 4.7 地震による応答が弾性範囲であったかどうか整理して説明すること。
- 3.11 地震及び 4.7 地震に対する疲労累積係数が、工認の耐震評価における疲労累積係数に比べて非常に小さな結果となっている要因について説明すること。また、疲労評価について、数モデルの配管系を代表として評価を行い、疲労累積係数 0.01 を閾値として設定しているが、これらの配管系を代表とすることの妥当性及び機器の疲労評価への適用性について説明すること。
- 3.11 地震及び 4.7 地震に対する健全性確認として地震応答解析を実施しているが、このうち建屋—大型機器連成解析について、解析モデル及び解析条件の詳細を説明すること。また、設備の地震応答解析で応答倍率法を適用している設備について算出過程を説明すること。

＜メカニカルスナッパの耐震評価について＞

- メカニカルスナッパにおける耐震評価手法として、個別に部品を評価する方法とは別に、一次評価と同様に標準荷重を新たに設定する方法も考えられるが、前者の方法を採用する理由について説明すること。
- メカニカルスナッパの破壊試験を踏まえた機能維持評価法及び座屈評価法について、試験結果のばらつきの考え方を整理して説明すること。

以上